

- 電波法施行規則及び無線従事者規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令案 新旧対照表  
(下線部分が下段から中段に係る変更箇所、一重下線部分が中段から上段に係る変更箇所、一重波線下線が下段から中段に係る変更箇所と中段から上段に係る変更が重複する変更箇所)

一部改正の一部改正案		一部改正(平成二十四年総務省省令第五十六号)	現行
2	(権限の委任) 第五十五条(略)	2 (権限の委任) 第五十五条(略)	2 (権限の委任) 第五十五条(略)
2	前項の所轄総合通信局長は、次の表の上欄に掲げる区分に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる場所を管轄する総合通信局長とする。 (略)	六 無線従事者の免許に関する事項 六 無線従事者の免許に関する事項 六 無線従事者の免許に関する事項 七 法第四十一条第二項第一号の無線従事者の養成課程の主たる実施の場所	六 無線従事者の免許に関する事項 六 無線従事者の免許に関する事項 六 無線従事者の免許に関する事項 七 法第四十一条第二項第一号の無線従事者の養成課程の主たる実施の場所
七 法第四十一条第二項第一号の無線従事者の養成課程	六 無線従事者の免許に関する事項 六 無線従事者の免許に関する事項 六 無線従事者の免許に関する事項 七 法第四十一条第二項第一号の無線従事者の養成課程の主たる実施の場所	六 無線従事者の免許に関する事項 六 無線従事者の免許に関する事項 六 無線従事者の免許に関する事項 七 法第四十一条第二項第一号の無線従事者の養成課程の主たる実施の場所	六 無線従事者の免許に関する事項 六 無線従事者の免許に関する事項 六 無線従事者の免許に関する事項 七 法第四十一条第二項第一号の無線従事者の養成課程の主たる実施の場所